

消費税の軽減税率制度に関する 説明会の開催について

川越税務署では、平成31年10月1日から実施されます消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、説明会を開催いたします。

開催日時、会場等は、国税庁ホームページ「軽減税率制度説明会開催一覧表（埼玉県）」によりご確認の上、ご参加ください。

(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//06.htm>)

お問合せ先：川越税務署 法人課税第一部門 049(235)9447(ダイヤルイン)：法人関係
個人課税第一部門 049(235)9465(ダイヤルイン)：個人関係
住 所 〒350-8666 川越市大字並木 452-2

**消費税の
軽減税率制度には
準備が必要です！**

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

中小企業庁では、複数税率対応レジの導入等に係る補助金制度（事業者支援措置）の説明が必要な場合に、講師派遣事業等実施事務局から講師派遣を行う制度を設けています。

手続などの詳細については、講師派遣事業のホームページ「<http://keigen-zei.jp/>」をご覧ください。



川越税務署